

第13回大阪府環境審議会水質測定計画部会議事要旨

日時：平成25年2月4日（月）10時～11時45分

場所：地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 4階 会議室

出席委員：津野委員（部会長）、益田委員（部会長代理）、池委員、
橋下委員（代理 大阪市環境局環境管理部土壌水質担当課長）、
竹山委員（代理 堺市環境局環境保全部環境指導課長）、
澤井委員（代理 松原市市民生活部環境予防課長）、
田中委員（代理 豊能町建設環境部環境課長）、
小栗委員（代理 近畿農政局農村計画部資源課環境保全官）、
谷本委員（代理 近畿地方整備局企画部環境調整官）、
石指委員（代理 第五管区海上保安本部環境防災課専門官）

(1) 開会挨拶 環境農林水産部環境管理室環境保全課長 児林

(2) 議事

①平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）

○平成23年度における公共用水域及び地下水に係る水質の現況について、資料2に基づき事務局より説明

津野部会長 　ただ今事務局から「公共用水域及び地下水に係る水質の現況」の説明をいただいたわけですが、何かご質問、意見がございましたらよろしくお願いします。いかがでございましょうか。それでは私の方から1点、亜鉛の環境基準達成率がちょっと落ちていますね、これはなにが原因なのか補足説明があればお願いします。

事務局 　亜鉛につきましては平成21年度に水生生物の保全に係る類型指定が見直され、それまで年1回程度の測定であったものを平成22年度から年12回（環境基準点）に増加し監視を強化しているところです。まだ十分にデータが収集できていない状況であり、環境基準超過の原因については特定が難しい状況ではありますが、河川の亜鉛負荷量と流域の下水処理場放水の亜鉛負荷量を試算したところ、寝屋川の2地点及び東除川の1地点では流域の下水処理場の排水の影響が考えられました。

また、そのほかの地点については、河川水量も少ないことから、流域の事業場排水、生活排水の影響を大きく受けたものと考えています。

○平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、資料3-1及び資料3-2に基づき事務局より説明

○さらに、平成26年度の公共用水域の水質測定計画の作成にあたって、測定回数の方々の効率化や測定地点の集約化など効率化に係る判断基準等について検討を予定している旨説明。

津野部会長 　ただいまの「公共用水域及び地下水の水質測定計画」につきまして変更点も含めまして説

明いただきましたが、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。いかがでございますか。

それでは1点、地下水調査に関する事務局の考え方を教えてください。先ほどの説明で調査を休止する点が1地点あるとのことで、その要因は調査井戸がなくなると言うことですが、地下水の汚染調査は地下水の汚染の状況を調査するもので、たまたま現存する井戸を使って調査を行っているため、その井戸がなくなってしまったので調査ができないのはわかるのですが、地下水の汚染状態の把握の観点から厳しいことを言うようですが井戸を掘ることも考えられるのではないか思うのですが、事務局の考えはどうか？

事務局 地下水の調査は、井戸の所有者さんの協力があって可能になるものです。いろいろな事情で井戸の変更を余儀なくされることは多々あるのですが、今回のケースでは井戸所有者が事業をやめ、連絡も取れなくなったと聞いています。できるだけ近隣で適当な井戸を探すのですが、まだ見つからないと聞いており、一旦休止させていただいたうえで、難しい状況ですが、できるだけ適当な井戸を探すということです。

津野部会長 わかりました。そういった事情から休止という言葉が使われたという理解でよろしいか。ほかに何かございませんか

池委員 地下水の継続監視を終了するものは、何らかの浄化対策がなされて地下水汚染等に問題がなくなり終わるのか、自然に汚染濃度が減衰して終わるのか？

事務局 継続監視終了の判断は、15ページにもありますように、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、そのうえで再度汚染井戸周辺地区調査を行い、全ての地点で環境基準以下であることを確認した場合に継続監視を終了していますが、今回廃止されるものについては、浄化対策がなされたものではありません。

津野部会長 よろしゅうございますか。ほかに何かございませんか。

ご提示いただきました(案)平成25年度公共水域及び地下水の水質測定計画につきましては、私の理解では、環境省告示によりノニルフェノールが常時監視項目に追加されたこと、それと環境省告示やJISの改正により測定方法が変更されたことと平成20年度の水質測定計画部会において承認されたモニタリングの効率化の原則により、常時監視の測定回数を変更したものが中心であって、それ以外新たな考えに基づいて変更された点はない、ということで事務局よろしいでしょうか。基本的にいうと例年どおりということですが、よろしゅうございますか。ほかに何かございませんか。

松原市 松原ですが、継続監視調査で汚染物質が出ました。地区的には堺ということですが、500mの区域に松原が含まれており、行政的には政令市(堺)、大阪府、土壌汚染等の権限移譲で10月から松原市が関係しています。また、井戸の関係でもこの4月から松原市に権限移譲が行われる中で、行政間の連絡を相当緊密にしていかないと。今回、堺市・大阪府・松原市でテンポがうまく合わなかったり、誤解があったりということがありました。

また、情報発信の仕方や中間的な報告の仕方についてもうまくシステムを作らないと、今後権限移譲が進んだ時、一方の市では大々的にやっているが、他方ではあまりやっていないということに

ならないように、この場ではないと思いますが、総合的に検討していただきたいと思います。

津野部会長　　今の意見に対し、事務局何かありますか。

事務局　　汚染地区対策会議というものがあまして、その中で地下水の原因究明調査、対策等について関係する市町村、大阪府、保健所等で議論しています。これは、政令市も大阪府も同じルールでやっています。個々の事案についてはわかりませんが、情報提供、プレス発表については、井戸をお持ちの方への情報提供もあるので、保健所、環境部局へもすぐさま対応をお願いしています。

また、調査結果が分かった段階で、対策会議の議論の中で情報を出すタイミングを決めるので対策会議の中で議論いただければと思います。

また、ルール化については一定お示ししていますので、問題があればご指摘いただければわれわれの方で考えて、権限移譲されている市町村さんの意見も聞きながらルールを変えていきたいと思っています。

津野部会長　　この件は、水質の測定計画のみならずいろいろなことに関わってくるとおられますので、連絡を密に取ってやっていただければと思います。ほかに何かご意見等はございませんでしょうか。

津野部会長　　ほかにご意見等ないようでしたら、平成25年度公共水域及び地下水の水質測定計画を、原案のとおり承認することについて、ご異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

津野部会長　　それでは環境審議会条例第6条第7項の規定により、ただ今のご承認によって、水質測定計画を原案のとおり答申することといたします。また、この決議内容は、部会運営要領の規定により、次回審議会に報告することとします。

なお、事務局から最後に説明がありましたとおり、測定計画の変更につきましては場合によりいろいろな考え方について皆さまに諮問することがありえますので、その際はよろしくお願ひいたします。

②要測定指標等の測定の実施について（報告）

○要測定指標等の測定の実施について、資料4に基づき事務局より説明

益田部会長代理　　感想なんですけど、現在のBOD・CODが国民の感覚とずれていると言うところがよくわからないのですが。自分が学生を教えるときの感覚ですが、川の水がものすごく汚いというイメージがすごくあって、意外にきれいことに気が付かないんですね。毎年、汚い河川のワーストランキングに大和川があがっていて、きたないと言いますが、実際の大和川はずいぶんきれいになってきているということを説明するとすごく驚くんですよ。

この部会で話すことではないですが、水質の情報はわかりやすい言葉で、みんなが理解でき、きちんと評価ができるような形で発信することが必要ではないかと思っています。

津野部会長 ありがとうございました。ただ今のご意見に、事務局から何かございますか。

事務局 30年程前には遊ぶこともなかった大和川で子どもが遊んでいるのにはびっくりします。大和川でアユが上っているとか、泳ごうかといっている状況を如何に説明するか難しいところで、このような状況から、新たな評価手法を導入しようとしていると思うのですが。

水関係の指標としてこれまで大阪府では川への近寄りやすさ、生物の多様性などありますが、ご理解いただけていないところなのでそれについては考えていかなければならないことは重々理解しているところですが、一方で、いかに皆が川を見ていないかということが一番大きいと思います。

③大阪府環境審議会の新たな部会の設置及び部会の統合について（報告）

○平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、資料3-1及び資料3-2に基づき事務局より説明